

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

第 4 次川辺町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 7 年度～令和 12 年度

岐阜県川辺町

■目次

| | |
|----------------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 2 |
| (1) 気候変動の影響 | |
| (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 | |
| (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 | |
| 2. 計画の基本的事項 | 5 |
| (1) 目的 | |
| (2) 対象とする範囲 | |
| (3) 対象とする温室効果ガス | |
| (4) 計画期間 | |
| (5) 上位計画及び関連計画との位置付け | |
| 3. 温室効果ガスの排出状況 | 6 |
| (1) 温室効果ガス総排出量 | |
| (2) 温室効果ガスの排出状況 | |
| 4. 温室効果ガスの排出削減目標 | 7 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 温室効果ガスの削減目標 | |
| 5. 目標達成に向けた取組 | 7 |
| (1) 取組の基本方針及び取組内容 | |
| 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 | 9 |
| (1) 推進体制 | |
| (2) 点検体制 | |
| (3) 進捗状況の公表 | |

巻末資料

川辺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂履歴表

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃（令和32年頃）に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策

推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度（令和12年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減量の目標

| 温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：百万t-CO ₂) | | 2013排出実績 | 2030排出量 | 削減率 | 従来目標 |
|---|---------|--|-------------|-------------|-----------------------------|
| | | 14.08 | 7.60 | ▲46% | ▲26% |
| エネルギー起源CO ₂ | 産業 | 4.63 | 2.89 | ▲38% | ▲7% |
| | 業務その他 | 2.38 | 1.16 | ▲51% | ▲40% |
| | 家庭 | 2.08 | 0.70 | ▲66% | ▲39% |
| | 運輸 | 2.24 | 1.46 | ▲35% | ▲27% |
| | エネルギー転換 | 1.06 | 0.56 | ▲47% | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O | | 1.34 | 1.15 | ▲14% | ▲8% |
| HFC等4ガス（フロン類） | | 0.39 | 0.22 | ▲44% | ▲25% |
| 吸収源 | | - | ▲0.48 | - | (▲0.37百万t-CO ₂) |
| 二国間クレジット制度（JCM） | | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | | | - |

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年（令和3年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度（令和7年度）までに95%、2030年度（令和12年度）までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年（令和32年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年（令和5年）12月末時点においては1,013地方公共団体と加速的に増加しています。

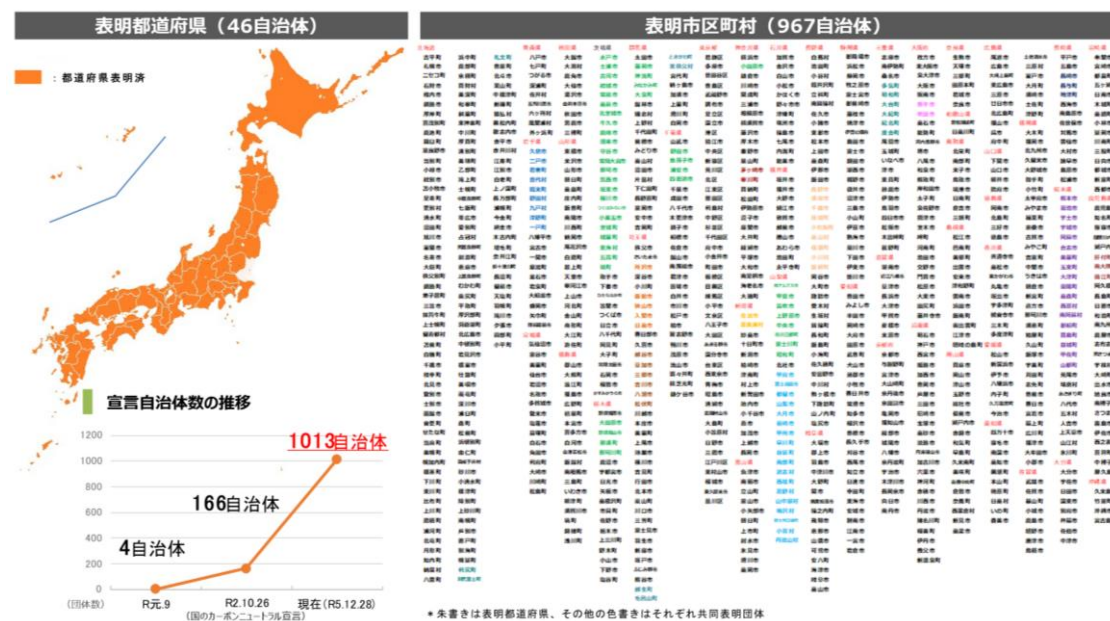


図1 2050年（令和32年）二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2023年12月28日時点）

出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2. 計画の基本的事項

(1) 目的

川辺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「川辺町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、川辺町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

川辺町事務事業編の対象範囲は、川辺町の公共施設における、全ての事務事業とします。なお、対象範囲の施設は川辺町公共施設等総合管理計画（令和4年度～令和13年度）の公共施設等の保有状況（P8）を基にした下記施設です。

| 大分類 | 中分類 | 施設名 |
|----------------|--------------|------------------------------------|
| 行政系施設 | 庁舎等 | 役場庁舎、保健センター、旧庁舎 |
| 町民文化系施設 | 集会施設 | 中央公民館、北部公民館、ギャラリー山恵 |
| 子育て支援施設 | 幼稚園、保育園、こども園 | 第1こども園、第2こども園、第3こども園、児童館 おおぞら教室 |
| スポーツレクリエーション施設 | スポーツ施設 | B&G海洋センター 山楠グラウンド |
| 学校教育系施設 | 学校その他教育施設 | 西小学校、東小学校、北小学校、中学校 給食センター |
| その他 | その他 | やすらぎの家、中川辺駐輪場、上川辺駐輪場 各所消防詰所 |
| インフラ施設 | 道路等 上下水道等 | 道路照明灯等町道付帯設備 上下水道事業施設 |

(3) 対象とする温室効果ガス

川辺町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2025年度（令和7年度）から2030年度末（令和12年度末）までを計画期間とします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

川辺町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画（環境省）及び川辺町第 5 次総合計画に即して策定します。

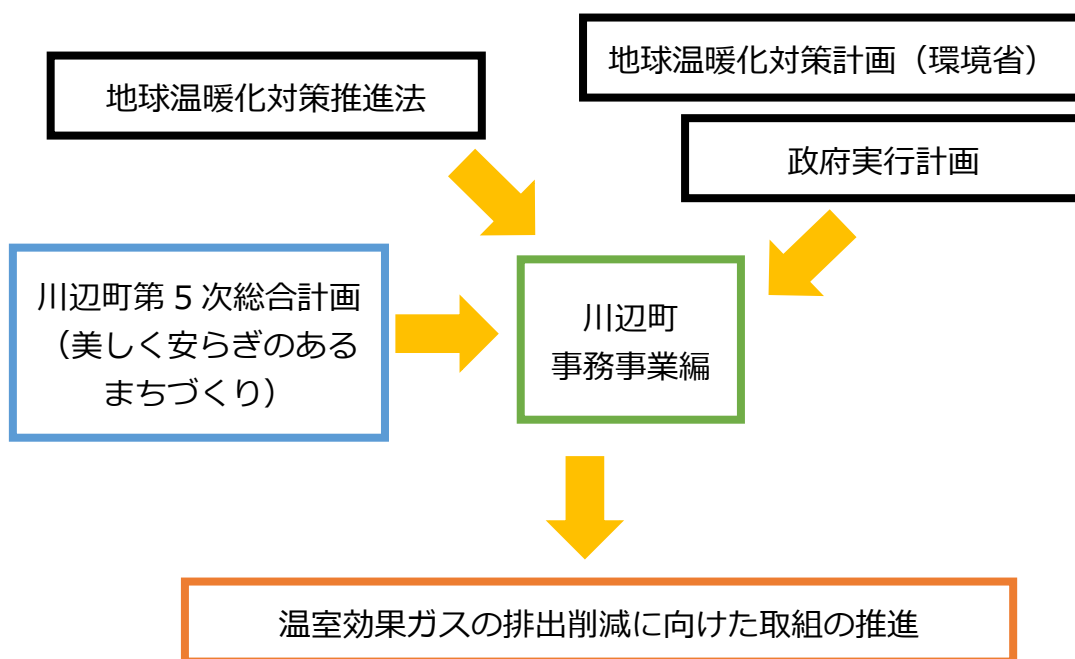


図 2 川辺町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

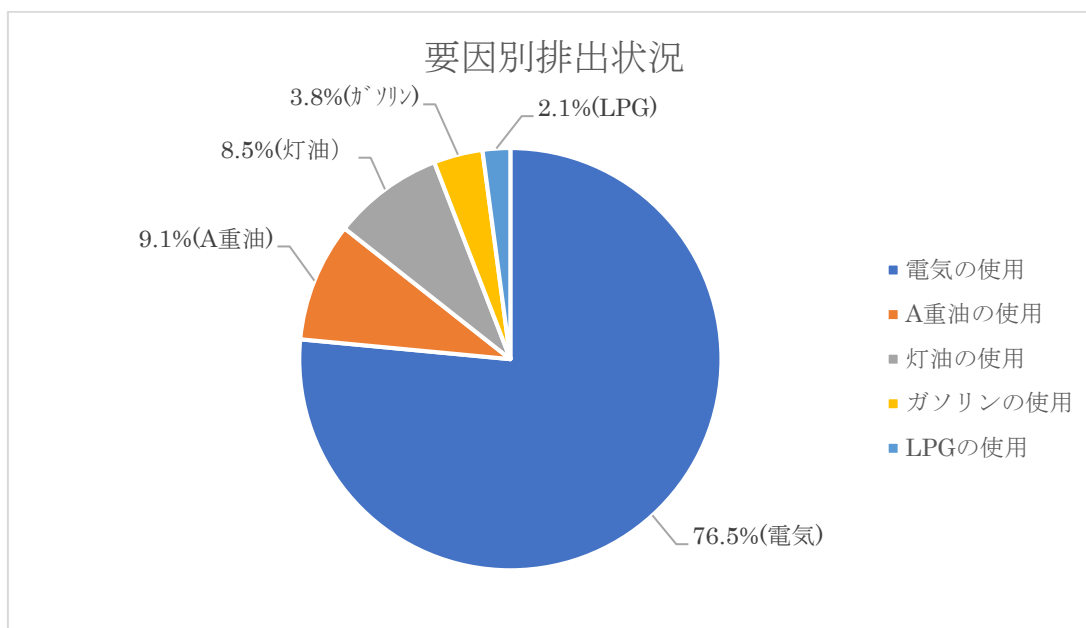
(1) 温室効果ガス総排出量

川辺町の事務、事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）において、980.3t-CO₂となっています。

| 区分 | 排出量（t-CO ₂ ） |
|-------------------------|-------------------------|
| 二酸化炭素（CO ₂ ） | 980.3 t-CO ₂ |

(2) 温室効果ガスの排出状況

基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の 76.5%を占め、A 重油の使用が 9.1%、灯油の使用が 8.5%、ガソリンの使用が 3.8%で全体の 98.2%を占めている。



4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、川辺町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度 2030 年度（令和 12 年度）に、基準年度 2013 年度（平成 25 年度）比で 50%削減することを目指します。

表 2 温室効果ガスの削減目標

| 項目 | 基準年度（2013 年度） | 目標年度（2030 年度） |
|------------|------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 980.3t-CO ₂ | 490.15t-CO ₂ |
| 削減率 | — | 50% |

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針及び取組内容

1. 再生可能エネルギーの導入や CO2 排出係数がより少ない発電による電力の購入

- 川辺町所有施設に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を進める。
- 太陽光発電設備導入後の適切な維持管理を実施する。
- 電力小売自由化に伴い、電力供給先の検討をする際は、発電時の CO2 排出係数がより少ない電力事業者を選定する。

2. 施設設備の改善等

○施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。

○高効率照明（LED化等）への移行を順次行う。

○公用車の更新時に、次世代自動車※の導入を図る。

※次世代自動車

ハイブリッド車（HV）

電気自動車（EV）

プラグインハイブリッド車（PHV）等

○公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

○電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。

○事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

○環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。

・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。

・トイレ、機械室等に利用者がいない場合は消灯する。

・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

・長時間の離席時にはOA機器等の電源をオフにする。

・電力デマンドを活用する。（電力ピークをなだらかにし、契約電力をできる限り低くする。）

・冷暖房は適正温度に設定し、管理に努める。（冷房は28℃を超えたとき。暖房は18℃を下回ったとき。）

・空調機器等こまめな清掃を行い、機器の動作効率の改善を行う。

②燃料使用量の削減

・相乗りでの公用車使用、急発進、急加速をしないなどエコドライブを心がける。

・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。

・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

・ウェブ会議の実施を進め、車での外出機会を減らす。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・5R（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse、Repair）を徹底する。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・レジ袋、使い捨て容器の購入は控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・使用済み封筒を再利用に努める。
- ・ペーパーレス会議を実施し、会議資料の削減に努める。
- ・電子申請、電子納品、電子決済の活用を図る。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修や環境保全情報の提供を行う。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

川辺町地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）と事務局を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

①推進員

各課に1名の推進員を置く。推進員は、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

②事務局

事務局を総務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。総務課財政担当課長補佐を事務局長とし、管財担当者を事務局担当者とする。

(2) 点検体制

事務局は、推進員をとおり、定期的（年2回）に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。

(3) 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町HP等により公表する。

●川辺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂履歴表 ※計画サイクル5年間

第1次川辺町地球温暖化対策実行計画（平成22年度～平成26年度）

平成22年3月施行

第2次川辺町地球温暖化対策実行計画（平成27年度～平成31年度）

平成27年3月改訂

第3次川辺町地球温暖化対策実行計画（令和2年度～令和6年度）

令和2年4月改訂

第3次川辺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和2年度～令和6年度）

令和5年3月改訂

第4次川辺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和7年度～令和12年度）

令和7年3月改訂